

# そういん地域 小児在宅ケア 支援ガイドブック



令和5年1月

桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町

# 目次

## (1) 相談・訪問事業について

..... P 4

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1. 育児相談     | 2. 赤ちゃん訪問・未熟児訪問 |
| 3. 子どもの発達相談 | 4. 障害者相談支援      |

## (2) 医療費などについて

..... P 9

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1. 養育医療の給付        | 2. 育成医療（自立支援医療）  |
| 3. 精神通院医療（自立支援医療） | 4. 小児慢性特定疾病医療費助成 |
| 5. 障害者医療費助成       | 6. 子ども医療費助成      |
| 7. 産科医療補償制度       |                  |

## (3) 予防接種について

..... P 12

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1. 予防接種について         | 2. 「定期接種」と「任意接種」について |
| 3. 「定期接種」の標準的接種開始年齢 |                      |

## (4) 障害者手帳・福祉・医療サービスなどについて

... P 15

- |  |               |
|--|---------------|
| 1. 障害者手帳の制度について  |               |
| ① 身体障害者手帳  | ② 療育手帳        |
| ③ 精神障害者保健福祉手帳  |               |
| 2. 福祉サービスなどについて  |               |
| ① 補装具費の支給  |               |
| ② 地域生活支援事業   |               |
| （相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付等事業、<br>移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業） |               |
| ③ 日常生活用具の給付  |               |
| ④ 補装具交付・修理、日常生活用具給付の自己負担助成   |               |
| ⑤ 障害者おむつ助成   | ⑥ 在宅障害者デイサービス |
| ⑦ 居宅介護（ホームヘルプ）   | ⑧ 重度訪問介護      |
| ⑨ 同行援護   | ⑩ 行動援護        |
| ⑪ 短期入所（ショートステイ）  | ⑫ 重度障害者等包括支援  |



- ⑬ 療養介護
- ⑮ 施設入所支援
- ⑰ 共同生活援助（グループホーム）
- ⑲ 医療型児童発達支援
- ⑳ 保育所等訪問支援
- ㉓ 医療型障害児入所施設

- ⑭ 生活介護
- ⑯ 自立訓練
- ⑱ 児童発達支援
- ㉑ 放課後等デイサービス
- ㉒ 福祉型障害児入所施設

### 3. 医療サービスについて

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション

## (5) 税金・手当・各種料金などについて

…… P24

- 1. 所得税・住民税
  - ① 障害者控除
  - ② 医療費控除
- 2. 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免
- 3. 心身障害者扶養共済制度
- 4. 特別児童扶養手当
- 5. 障害児福祉手当
- 6. 桑名市障害者（児）福祉手当
- 7. 鉄道・バス運賃の割引
- 8. 航空運賃の割引
- 9. タクシー料金の割引
- 10. 有料道路の通行料金の割引制度
- 11. NHK放送受信料の免除
- 12. 就学奨励費
- 13. 生活福祉資金の貸

## (6) 保育・教育について

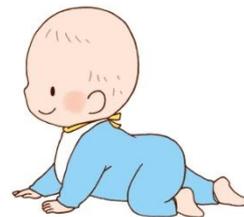
…………… P27

- ① 保育・教育
- ② 特別支援学校
- ③ 特別支援学校による教育相談

## (7) Q&A よくある質問

..... P29

- Q1. 「在宅ケア（在宅医療）」って、どんなものですか？
- Q2. 「訪問診療」と「往診」は違うのですか？
- Q3. 「在宅ケア」って、どんなことができますか？
- Q4. 病院を退院することになったけど、本当に自宅で生活できるか心配です。
- Q5. どうすれば「訪問看護」や「訪問リハビリ」は利用できるのですか？
- Q6. 医療費が心配です。
- Q7. いろいろな福祉サービスや子育て支援などについて、もっと知りたいです。
- Q8. 吸引器や歩行支援用具を購入したり、子どもが自宅で生活できるように住宅改修を行いたいのですが、何か補助制度はありますか？
- Q9. 医療機器を使用していますが、災害や停電の時はどうするのですか？
- Q10. 同じ障害を持つご家族の方の経験談を聞いたり、相談などがしたいです。



## (8) 関係機関の電話番号

..... P33



★サービスを実施している市町を下記のとおり表記しています。

⊙…桑名市、①…いなべ市、⊕…木曽岬町、⊙…東員町

## (1) 相談・訪問事業について

### 1. 育児相談 ⊙ ① ⊕ ⊙

(対象) 乳幼児及びその保護者

(内容) 育児の不安や心配ごと、病気や成長・発達に関する不安や疑問の相談、身体測定など。

また、電話・面談・訪問による相談なども行っています。

(担当窓口) 各市町母子保健担当課 (P33)

### 2. 赤ちゃん訪問・未熟児訪問 ⊙ ① ⊕ ⊙

(対象) 赤ちゃんのいるご家庭

(内容) 保健師・助産師などが赤ちゃんのいるご家庭を訪問し、身体測定や発育・栄養・生活・疾病予防などの育児相談などを行います。

(担当窓口) 各市町母子保健担当課 (P33)

### 3. 子どもの発達相談 ⊙ ① ⊕ ⊙

#### 桑名市

(対象) 桑名市の0～18歳までの子どもとその保護者

(内容) 桑名市子ども総合センター

発達検査を伴う相談	発達検査や聞き取りを通して、お子さんの得意なことや苦手なことを知り、関わり方の手立てを一緒に考えます。 【要予約】
ことばの相談	言語聴覚士による、言葉の発音に関わる相談を実施します。 【要予約】
療育手帳	北勢児童相談所職員による、療育手帳交付のための検査と面談を行います。【要予約】

(担当窓口) 桑名市 子ども発達・小児在宅支援室 (TEL24-3040 FAX22-7811)

## いなべ市

(対象) いなべ市…いなべ市の0～18歳までの子どもとその保護者

(内容) いなべ市健康こども部発達支援課

発達検査を伴う相談	発達検査や聞き取りを通して、幼児、児童、生徒の得意なことや苦手なことを知り、関わり方の手立てを一緒に考えます。 【要予約】
言語相談	言語聴覚士による、言葉の発音に関わる相談を実施します。 【要予約】
からだ相談	作業療法士による、子どもの心身の発達や日常生活動作の育ちに関わる相談を実施します。【要予約】

(担当窓口) いなべ市健康こども部発達支援課 (TEL0594-86-7825 FAX0594-86-7864)

## 木曽岬町

(対象) 木曽岬町…木曽岬町の0～20歳までの子どもとその保護者

(内容) 木曽岬町こども相談センター

専門相談	臨床心理士による発達検査や心理カウンセリング等。 言語聴覚士によることばや食事に関することで心配のある幼児、児童を対象にしたことばの相談。 【要予約】
一般相談	子育て等、子どもに関するあらゆる相談をお受けしています。
発達相談	北勢児童相談所職員による、療育手帳交付のための検査と面談を行います。【要予約】

(担当窓口) 木曽岬町こども相談センター (TEL0567-68-6119 FAX0567-40-9020)

## 東員町

(対象) 東員町の未就学児及び小学校低学年児童とその保護者

(内容) 発達相談及び言語相談

発達相談	公認心理師・臨床心理士による保護者の方への聞き取りと、お子さんへの発達検査を通して、お子さんの得意なことや苦手なことを知り、関わり方の手立てを一緒に考えます。【要予約】
言語相談	言語聴覚士又は理学療法士による保護者の方への聞き取りと、お子さんとの遊びを通して言葉の遅れや発音などに関するアセスメントを行いながら相談を実施します。【要予約】

(担当窓口) 東員町子ども家庭課発達支援室 (東員町保健福祉センター1階)

(TEL 0594-86-2825)

※対象年齢以上の児童、生徒については、教育相談にて受付しています。

#### 4. 障害者相談支援



桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町及び三重県は、障害者総合支援法に基づき、障害者（児）が安心して地域で暮らせるよう、福祉サービス利用の支援、地域での生活・就労の問題について、一緒に考えサポートすることを目的として、「障がい者総合相談支援センターそういん」を開設しています。

（対象）身体・知的・精神に障害のある本人・家族など。

（内容）電話相談・来所相談・訪問相談・メール相談。

（退院支援、療育相談・特別支援学校の進路相談など）

（時間）年末年始以外の8：30～17：00

（ただし、土日・祝祭日は事前予約をお願いします。）

名 称	開所時間	電話番号	FAX 番号	住 所	E-MAIL
障がい者総合相談支援 センター 「そういん」	8:30～17:00 年末年始除く ※新規相談は 要予約	(0594) 27-7188	(0594) 24-6777	桑名市寿町 3 丁目 11 番地 太平洋桑名ビル 2F	souin@rhythm.oc n.ne.jp

また、「障がい者総合相談支援センターそういん」に加えて、次のP6～P8の事業所でも、相談支援を実施しています。

#### 桑名市

（対象）桑名市内にお住いの身体・知的・精神に障害のあるご本人・家族など。

（内容）電話相談・来所相談・訪問相談・メール相談。

（福祉サービス等の情報提供、日常生活全般の相談など）

名 称	開所時間	電話番号	FAX 番号	住 所	E-MAIL
障がい者総合相談支援 センター「くわな」	8:30～17:00 年末年始除く ※土・日・祝は 要事前予約	(0594) 87-7490	(0594) 87-7491	桑名市寿町 3 丁目 11 番地 太平洋桑名ビル 2F	souin@rhythm.ocn.n e.jp
相談支援センター らいむの丘	8:30～17:15 年末年始除く ※土・日・祝は 要事前予約	(0594) 41-3824	(0594) 41-3828	桑名市星川 2239 番地 1	keisou@kuwana- syakyo.com

## いなべ市

( 対 象 ) いなべ市内にお住いの身体・知的・精神に障害のあるご本人・家族など。

( 内 容 ) 電話相談・来所相談・訪問相談

(福祉サービス等の情報提供、日常生活全般の相談など)

名 称	開所時間	電話番号	FAX 番号	住 所
アジサイ	8:30 ~ 17:00 土・日・祝日、年 末年始除く	(0594) 72-2618	(0594) 72-2618	いなべ市北勢町其原 1953
いなべ市社協 相談支援事業所	8:30 ~ 17:00 土・日・祝日、年 末年始除く	(0594) 41-2944	(0594) 72-5162	いなべ市北勢町阿下喜 2624-2
いなべ市大安 障害者活動支援 センター	8:30 ~ 17:00 土・日・祝日、年 末年始除く	(0594) 88-0612	(0594) 78-3265	いなべ市大安町大井田 2669-5
アイリス相談 支援センター	8:30 ~ 17:00 土・日、年末年 始除く	(0594) 72-7722	(0594) 72-7744	いなべ市北勢町阿下喜 3700

## 東員町

(対象) 東員町内にお住いの身体・知的・精神に障害のあるご本人・家族など。

(内容) 電話相談・来所相談・訪問相談・メール相談。

(福祉サービス等の情報提供、日常生活全般の相談など)

名称	開所時間	電話番号	FAX 番号	住所	E-MAIL
社会福祉法人 いずみ	8:30~17:00 年末年始、土・ 日・祝は除く	(0594) 84-5031	(0594) 84-5012	員弁郡東員町大字 北大社字前川原 139 番地	toinizumi@major.oc n.ne.jp
社会福祉法人 東員町 社会福祉協議会	8:30~17:00 年末年始、土・ 日・祝は除く	(0594) 76-1560	(0594) 76-1559	員弁郡東員町大字山田 2013 番地	fukushi@toinshaky o.or.jp

## 木曾岬町

(対象) 木曾岬町内にお住いの身体・知的・精神に障害のあるご本人・家族など。

(内容) 電話相談・来所相談・訪問相談・メール相談。

(福祉サービス等の情報提供、日常生活全般の相談など)

名称	開所時間	電話番号	FAX 番号	住所	E-MAIL
木曾岬町地域包括支 援センター	8:30~17:00 年末年始、土・ 日・祝は除く	(0567) 68-8183	(0567) 66-4511	桑名郡木曾岬町大字西対海 地 250 番地	houkatsu@town.kis osaki.mie.jp

## 障害者相談支援について

(担当窓口) 各市町福祉担当課 (P33)

## (2) 医療費などについて

### 1. 養育医療の給付

◎い◎木◎東

(対象) 出生時体重が2,000g以下、または、身体の発育が未熟であるために現れる症状があり生活力が特に希薄であり、医師が入院養育を必要と認める乳児(1歳未満)。

(内容) 指定養育医療機関での入院医療費(保険診療)の助成を行います。世帯の所得状況に応じて、自己負担があります。

(担当窓口) 各市町母子保健担当課(P33)

### 2. 育成医療(自立支援医療)

◎い◎木◎東

(対象) 18歳未満の身体に障害を有する児童、または障害に係る医療を行わないと将来障害を残すと認められる疾患がある児童

(内容) その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる場合、指定医療機関による、その障害の治療に必要な医療費の給付を行います。

世帯の所得状況等に応じて、自己負担があります。

(担当窓口) 各市町福祉担当課(P33)

### 3. 精神通院医療(自立支援医療)

◎い◎木◎東

(対象) 精神疾患の医療を通院治療で受ける必要がある方

(内容) 精神疾患の医療を病院又は診療所へ入院しないで受ける方で、通院治療の必要があると判断された方に医療給付を行います。

医療費の1割は自己負担です。世帯の所得状況に応じて、1ヶ月の自己負担額の上限が設定される場合があります。

(担当窓口) 各市町福祉担当課(P33)

#### 4. **小児慢性特定疾病医療費助成**

(対象) 18歳未満(ただし、18歳の時点で制度の対象になっており、かつ18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)の児童等で、次の16疾患群に属する788疾病(令和3年11月時点)の方。

- ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、
- ⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、
- ⑨血液疾患、⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、
- ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患群
- ⑮骨系統疾患、⑯脈管系疾患

※疾病ごとに状態の程度(対象基準)が定められています。

(内容) 小児慢性特定疾病にかかる高額な医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

(担当窓口) 桑名保健所 地域保健課 (TEL24-3620 FAX24-3692)

#### 5. **障害者医療費助成**

(対象) 身体障害者手帳1～4級をお持ちの方、

療育手帳A、B1(知能指数50以下)をお持ちの方

※桑名市では、精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方も対象。

木曽岬町、東員町では、療育手帳B2(知能指数70以下)、精神保健福祉手帳1級(通院のみ助成)をお持ちの方も対象。

いなべ市は、精神保健福祉手帳1級(通院のみ助成)、2級(通院の1/2のみ助成)と判定機関で知能指数50以下の方も対象。

(内容) 病院等での医療費(保険診療)の自己負担額の助成を行います。所得制限があります。

(担当窓口) 各市町医療費助成担当課(P34)

#### 6. **子ども医療費助成**

(対象) 桑名市・いなべ市・東員町

… 中学校卒業(15歳到達年度末)までの子ども

木曽岬町

… 高校卒業(18歳到達年度末)までの子ども

(内容) 病院等での医療費(保険診療)の自己負担額の助成を行います。所得制限があります。(木曽岬町 所得制限なし)

(担当窓口) 各市町医療費助成担当課(P34)

## 7. 産科医療補償制度



(対象) 産科医療補償制度に加入している分娩機関の管理下で出生し、次の①～③の基準をすべて満たすお子さま。

①	2015年1月1日～ 2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、 または在胎週数28週以上で所定の要件
	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	在胎週数28週以上であること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ	
③	身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ	

※生後6ヵ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。

(申請期限) 満1歳の誕生日～満5歳の誕生日まで

(内容) 分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償(総額3,000万円)するとともに、重度脳性まひ発症の原因分析を行います。  
申請できる期間は、お子さまの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。補償対象の基準の詳細や、補償申請にかかる具体的な手続きなどについては産科医療補償制度専用コールセンターまたは出産した分娩機関へお問い合わせください。

(担当窓口) 産科医療補償制度専用コールセンター (TEL0120-330-637)

### (3) 予防接種について

#### 1. 予防接種について

ワクチンの接種（予防接種）をすることで、ウイルスや細菌などの病原体によって引き起こされる病気にかかることの予防や、その病気の重症化を予防することができます。

ワクチンで予防できる病気は感染力が強く（かかりやすい）、かかると重大な病気になる場合が多いため、お子さんがワクチンで体に免疫をつけることが大切です。



（対象）市町に住民登録のある方

（接種場所）指定医療機関に事前連絡をしてください。

※ お住まいの市町の指定医療機関以外で接種する場合は、  
接種前に担当窓口へ相談をしてください。

（担当窓口）各市町母子保健担当課（P33）

#### 2. 「定期接種」と「任意接種」について

予防接種は、「定期接種」と「任意接種」に分けられます。

「定期接種」… 国や自治体が「受けるように努めなければならない」と強くすすめているもので、定められた年齢での接種の場合は原則公費で受けられます。

「任意接種」… 個人で必要かどうかを判断して受けていただくもので、健康保険は適用されず、接種費用は基本的に自己負担となります。

### 3. 「定期接種」の標準的接種開始年齢

ワクチンの種類		標準的接種開始年齢	対象年齢
ロタウイルス	ロタリックス	初回は、生後2か月～ 出生14週6日まで	出生6週0日 ～24週0日
	ロタテック		出生6週0日 ～32週0日
B型肝炎		生後2か月～	生後2か月～ 生後12か月未満
ヒブ ※接種開始時期により接種回数異なります。		生後2か月～	生後2～60か月未満
小児用肺炎球菌 接種開始時期により接種回数異なります。		生後2か月～	生後2～60か月未満
4種混合（DPT-IPV: ジフテリア、百日せき、破傷風、不 活化ポリオ）		生後3か月～	生後3～90か月未満
BCG		生後5か月～	0か月～1歳未満
水痘		1歳～	1歳～3歳未満
麻しん、風しん混合（MR）		MR1期：生後12～24か月未満 MR2期：小学校入学前1年間	
日本脳炎	第1期初回・追加	3歳～	生後6か月～90か月未満
	第2期	9～10歳	9～13歳未満
ジフテリア破傷 風混合（DT）	第2期	11～12歳	11～13歳未満
子宮頸がん	サーバリックス	中学1年生	小学6年生～高校1年生相 当の女子 （平成21年4月2日～平 成18年4月1日までの間 にお生まれの方）
	ガーダシル		

\*市町により、任意接種（おたふくかぜ他）の助成があります。

また、長期療養により定期予防接種が受けられなかった場合も、対象年齢を過ぎても定期接種として接種できる場合があるので、接種前に各市町母子保健担当(P33)へお問い合わせください。

#### 4. 予防接種についてのQ&A



Q 1 予防接種は、医療機関に行かなければ  
受けられませんか？

A 1 医療機関での接種が原則です。

しかし、受診に困難な事情がある場合は、在宅で接種できる場合もあります。  
かかりつけ医や各市町母子保健担当課（P33）に相談してみましょう。

Q 2 かかりつけ医が桑員地域の医療機関とは違いま  
すが、定期接種を受けることができますか？

A 2 三重県では県内の医療機関であれば、行政の区域を越えても、接種が定めら  
れている期間であれば公費（無料）で受けていただけます。

かかりつけ医が、三重県以外の場合は、接種する前に各市町母子保健担当課  
（P33）へ相談をお願いします。

Q 3 標準的な接種時期に予防接種を受けることが  
できませんでした。どうしたらいいですか？

A 3 体調が安定していれば、少しでも早く予防接種を受けましょう。

標準的な接種時期を外れても、対象年齢であれば公費負担で予防接種を  
受けることができます。（対象年齢については「予防接種と子どもの健康」  
をご覧ください。

また、周囲で流行している病気（水痘、おたふくかぜなど）や、季節に  
よっては、インフルエンザワクチンの優先順位が高くなります。

最適な間隔での接種が無理な場合は、かかりつけ医に相談をしましょう。

(4) 障害者手帳・福祉・医療サービスなどについて

1. 障害者手帳の制度について      (桑) (い) (木) (東)

手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。障害者手帳の交付を受けることで、様々な福祉サービスなどを利用することができます。

手帳の種類

手帳名称	対象者
身体障害者手帳	身体障害者
療育手帳	知的障害者
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者

① 身体障害者手帳

身体に障害のある方が、各種の福祉サービスを利用するために必要なものです。手帳の等級は、障害の種類や程度により1～6級までの区分があります。

(対象) 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に一定の永続する障害のある方

障害の区分と等級

障害区分	等級
視覚障害	1～6級
聴覚障害	2～4、6級
平衡機能障害	3、5級
音声・言語 ・そしゃく機能障害	3、4級
肢体不自由	1～6級
内部障害	1～4級

(担当窓口) 各市町福祉担当課 (P33)

## ② 療育手帳

知的障害の方が、各種の福祉サービスを利用するために必要なものです。  
手帳の等級は、障害の程度によりA判定の最重度、重度、B判定の中度、  
軽度までの区分があります。

- (対象) 18歳未満の方 … 北勢児童相談所で知的障害と判断された人  
18歳以上の方 … 三重県障害者相談支援センターで知的障害と  
判断された人

障害の程度と区分

障害の程度	区 分
最重度	A 1
重度	A 2
中度	B 1
軽度	B 2

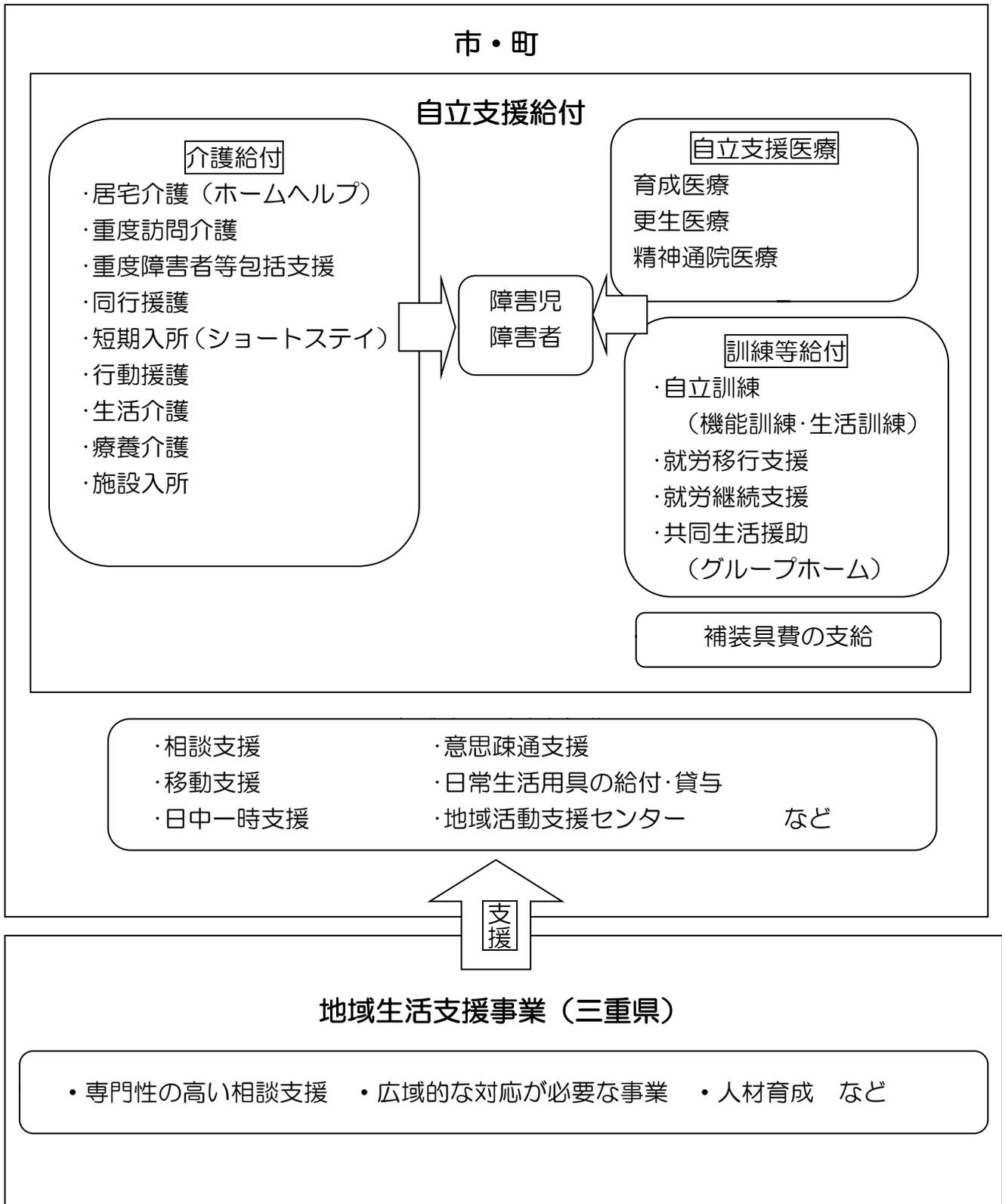
(担当窓口) 各市町福祉担当課 (P 33)

## ③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の方が、各種の福祉サービスを利用するために必要なものです。  
手帳の等級は、障害の程度により1～3級の区分があります。

- (対象) 精神疾患のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方  
(担当窓口) 各市町福祉担当課 (P 33)

# 自立支援給付の体系



### 3. 福祉サービスなどについて

#### ① 補装具費の支給 (桑い木東)

(対象) 補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等  
 ※難病患者については、政令に定める疾病に限る

(内容) 身体上の障害を補い、日常生活が容易にできるよう、補装具の交付、  
 や修理にかかる費用を支給します。

身体障害者福祉法第 15 条の規定による指定医師が作成した医学的意見書や障害者相談支援センターの判定が必要です。

補装具を注文する前に申請をしてください。

世帯の所得状況等に応じて、負担があります。

障害の種類	補装具(例)
視覚障害	眼鏡、盲人安全つえ、義眼
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置

※自己負担助成制度を利用可能です。(P20)

(担当窓口) 各市町福祉担当課 (P33)

#### ② 地域生活支援事業 (桑い木東)

サービスの種類	内容
相談支援事業	障害児(者)の保護者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、虐待の防止や早期発見のための連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚障害者のために手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業などを行います。
日常生活用具の給付等事業	重度の障害者に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。(※次ページ参照)
移動支援事業	外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、障害者の地域生活を支援します。
日中一時支援事業	障害者(児)に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障害者(児)及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します

(担当窓口) 各市町福祉担当課 (P33)

### ③ 日常生活用具の給付 (桑) (い) (木) (東)

(対象) 在宅重度身体障害者(児)、在宅重度知的障害者(児)、難病患者、小児慢性特定疾病児の方

(内容) 日常生活の向上を支援するため、等級及び程度等に応じて日常生活用具の給付を行います。

日常生活用具を注文する前に申請をしてください。

世帯の所得状況等に応じて、負担があります。

障害の種類	給付物(例)
視覚障害	盲人用テープレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、視覚障害者用拡大読書器
聴覚障害 音声言語障害	聴覚障害者用情報受信装置、 <sup>(1)</sup> 聴覚障害者用通信装置(FAX)、人工喉頭
肢体不自由	特殊便器、 <sup>(2)</sup> パソコン、浴槽(湯沸器含む)、特殊マット、特殊寝台、歩行支援用具、収尿器、入浴補助用具、体位変換器、移動用リフト、特殊尿器、便器、住宅改修
じん臓機能障害	透析液加温器
ぼうこう又は 直腸障害	ストマ用装具(蓄尿器、蓄便袋)
呼吸器機能障害	ネブライザー、電気式たん吸引機、パルスオキシメーター
知的障害	特殊マット、特殊便器、火災警報機、自動消火器、頭部保護帽
難病患者	便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車椅子、歩行支援用具、電気式たん吸引器
小児慢性特定疾病	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストマ装具、人工鼻

(1)(2)…非課税世帯に限ります。

※自己負担助成制度を利用可能です。

(P20の『④ 補装具交付・修理、日常生活用具給付の自己負担助成』)

(担当窓口) 各市町福祉担当課(P33)

#### ④ 補装具交付・修理、日常生活用具給付の自己負担助成 (木)

(対象) 自立支援給付の補装具費の支給、または地域生活支援事業の日常生活用具の給付を受ける方

(内容) 補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を受けるときに決定された自己負担額【基準額内】の1/2の額(10円未満切捨)を申請により助成します。

(担当窓口) 木曾岬町福祉健康課 (TEL0567-68-6104 FAX0567-66-4841)

#### ⑤ 障害者おむつ助成 (桑) (木) (東)

(対象) 在宅で常時おむつを使用している身体障害者手帳1・2級をお持ちの方。

(内容) おむつ助成を行います。(上限あり)

(担当窓口) 各市町(※)福祉担当課(P33)

※いなべ市を除く

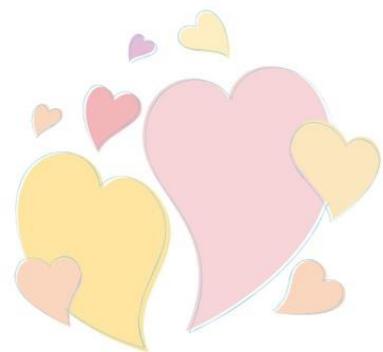
#### ⑥ 在宅障害者デイサービス (桑) (木) (東)

(対象) 在宅障害者の方

(内容) 在宅障害者の方の自立の促進や生活の改善、身体機能の維持向上等を図るための各サービスを日帰りで受けられます。

(担当窓口) 各市町(※)福祉担当課(P33)

※いなべ市を除く



⑦ ～ ⑮ 介護給付 (桑) (い) (木) (東)

(1) 訪問系サービス（居宅への訪問や、通所などで利用するサービス）

サービスの種類	内 容
⑦ 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介助などを行います。
⑧ 重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動支援などを行います。
⑨ 同行援護	視覚障害者を対象に移動時や外出する時などに支援を行います。
⑩ 行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難な方で常に介護が必要な人が外出する時などに支援を行います。
⑪ 短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設で介護を行います。
⑫ 重度障害者 等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動（入所施設などで昼間の活動を支援するサービス）

サービスの種類	内 容
⑬ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、監護、介護及び日常生活上の世話を行います。
⑭ 生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動の機会を与えます。

(3) 居住支援（入所施設等で住まいの場を提供するサービス）

サービスの種類	内 容
⑮ 施設入所支援	施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介助などを行います。

(担当窓口) 各市町福祉担当課 (P33)

⑬・⑭ 訓練等給付 桑 い 木 東

(1) 日中活動（入所施設などで昼間の活動を支援するサービス）

サービスの種類	内 容
⑬ 自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定の期間、身体機能や生活機能向上のための訓練を行います。

(2) 居住支援（入所施設等で住まいの場を提供するサービス）

サービスの種類	内 容
⑭ 共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

（担当窓口）各市町福祉担当課（P33）

⑮～⑲ 障害児のサービス 桑 い 木 東

(1) 通所支援

サービスの種類	内 容
⑮ 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
⑯ 医療型児童 発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援、治療を行います。
⑰ 放課後等 デイサービス	授業の終了後または休校後に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
⑱ 保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

(2) 入所支援

サービスの種類	内 容
⑲ 福祉型障害児 入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
⑳ 医療型障害児 入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導および知識技能の付与、治療を行います。

（担当窓口）各市町福祉担当課（P33）

### 3. 医療サービスについて



#### ① 訪問看護

- (対象) ご家庭などで療養しながら生活しているお子さまで、通院が困難であり、かかりつけ医（主治医）から訪問看護が必要とされた方。
- (内容) 看護師がご家庭へ訪問し、かかりつけ医と連携しながら、お子さまの症状の観察、医療機器の管理、看護ケアの提供、ご家族からの相談などを行い、お子さまとご家族の療養生活を支援します。
- (担当窓口) 利用については、かかりつけ医の指示が必要です。かかりつけ医と相談を行ってください。  
又は、各訪問看護ステーションへ問い合わせしてください。

#### ② 訪問リハビリテーション

- (対象) ご家庭などで療養しながら生活しているお子さまで、通院してのリハビリが困難であり、かかりつけ医（主治医）から訪問リハビリが必要とされた方。
- (内容) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などがご家庭へ訪問し、かかりつけ医と連携しながら、お子さまの成長や発育状況を確認し、運動・知能発達の促進や機能訓練、日常生活用具・補そう具の相談、食事・生活に対する相談や支援を行います。
- (担当窓口) 利用については、かかりつけ医の指示が必要です。かかりつけ医と相談を行ってください。

## (5) 税金・手当・各種料金などについて

### 1. 所得税・住民税

#### ① 障害者控除 (桑) (い) (木) (東)

(対象) 納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者

(内容) 状況に応じて、一般障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者控除を受けることができます。

(担当窓口) 各市町住民税担当課 (P34) 桑名税務署 (TEL22-5121)

#### ② 医療費控除 (桑) (い) (木) (東)

(対象) 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費が控除の対象となり、訪問看護や訪問リハビリの支払いも対象となります。

(内容) 多額の医療費を支払ったときは、確定申告などを行うことで所得税・住民税の医療費控除を受けることができます。

医療費控除の額の計算方法は

〔その年中に支払った医療費〕－〔保険金などで補填される金額〕  
－〔10万円又は所得金額の5% (どちらか少ない額)〕  
＝〔医療費控除額 (最高200万円)〕。

(担当窓口) 各市町住民税担当課 (P34) 桑名税務署 (TEL22-5121)

### 2. 自動車税・軽自動車税 (種別割・環境性能割) の減免

(桑) (い) (木) (東)

(対象) 障害者の方が自動車の所有者及び使用者になることを条件 (障害者手帳の等級や区分に制限があります。また、知的障害者の方は手帳記載の保護者で可、精神障害者は同居家族で可) に、以下のどれかに該当する場合

- ・ 障害者本人が運転するとき
- ・ 通院・通学・通勤・生業等のために、週4回以上 (6か月以上継続) 家族が障害者本人を乗せて運転するとき
- ・ ひとり暮らしの障害者の方か、障害者等のみの世帯で、常時介護者が障害者本人を乗せて週3回以上、1年以上にわたって継続的に車を使用するとき

(内容) 対象者は1台に限り自動車税・軽自動車税 (種別割・環境性能割) が減免されます。

(担当窓口) 自動車税・自動車取得税 … 桑名県税事務所

(TEL24-3611 FAX24-3691)

軽自動車税 …………… 各市町軽自動車税担当課 (P34)

3. **心身障害者扶養共済制度** ④ ⑤ ⑥ ⑦

(対 象) 次のいずれかの方を扶養し、

- ・身体障害者手帳1～3級、
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・身体、知的、精神に永続した障害のある方で上記と同程度の方。

以下の要件をみたす保護者(配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母、)  
三重県内に住所がある方、65歳未満である方、特別の疾病  
又は障害がない方

(内 容) 障害のある方を扶養する保護者が掛け金をし、加入者(保護者)に  
万一(死亡・重度障害)があったとき、障害者の方に終身年金を  
支給する制度です。

(担当窓口) 各市町福祉担当課(P33)

4. **特別児童扶養手当** ④ ⑤ ⑥ ⑦

(対 象) 20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育  
している父母又は養育者(要件あり)

(内 容) 特別児童扶養手当が支給されます。所得制限等があります。

(担当窓口) 各市町福祉担当課(P33)

5. **障害児福祉手当** ④ ⑤ ⑥ ⑦

(対 象) 精神または身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の  
介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方

(内 容) 障害児福祉手当が支給されます。所得制限等があります。

(担当窓口) 各市町福祉担当課(P33)

6. **桑名市障害者(児)福祉手当** ④

(対 象) 桑名市に住民登録のある

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A及びB、または、  
精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方

(内 容) 障害の程度に応じて桑名市障害者(児)福祉手当が支給されます。

(担当窓口) 桑名市障害福祉課(TEL24-1171 FAX24-5812)

## 7. 鉄道・バス運賃の割引 (桑) (い) (木) (東)

(対象) 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

※バス運賃の割引については、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となる場合がありますので、各バス会社窓口でご確認ください。

(内容) 鉄道・バスを利用する際、運賃の割引があります。(要件あり)

(担当窓口) 詳しくは、鉄道・バス会社にお問合せください。

## 8. 航空運賃の割引 (桑) (い) (木) (東)

(対象) 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの満12歳以上の方

(内容) 航空(国内線のみ)を利用する際、運賃の割引があります。

割引率は航空会社によって異なります。

(担当窓口) 詳しくは、航空会社又は旅行代理店にお問合せください。

## 9. タクシー料金の割引 (桑) (い) (木) (東)

(対象) 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

(内容) タクシーを利用される場合、運賃が1割引になります。

必ず障害者手帳を運転手に提示してください。

(担当窓口) 詳しくは、タクシー会社にお問合せ下さい。

## 10. 有料道路の通行料金の割引制度 (桑) (い) (木) (東)

(対象) 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方で本人運転(等級、障害区分問わず)の場合
- ② 第1種の身体障害者手帳をお持ちの方で介護者運転の場合
- ③ 療育手帳Aをお持ちの方で介護者運転の場合

(内容) 有料道路を利用する際、料金が半額になります。

※自動車は障害者1人につき1台のみ適用。本人、配偶者及び直系血族等の親族が所有する乗用自動車、貨物自動車(ライトバン等に限る)又は特殊用途自動車(営業用の自動車は除く)。ただし介護者の運転により割引を受ける障害者については、本人、配偶者及び直系血族等の親族が自動車を所有していない場合に日常的介護者が所有する自動車を対象とすることができます。

(担当窓口) 各市町福祉担当課(P33)

## 1 1. **NHK放送受信料の免除** 桑 い 木 東

(対象) 障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方が世帯構成員であり、かつ、世帯全員が住民税非課税である場合

(内容) NHK放送受信料が全額免除されます。

(担当窓口) 各市町福祉担当課(P33)

※ 世帯主の方が一定以上の障害者の場合に、受信料が半額免除になる制度もあります。

## 1 2. **就学奨励費** 桑 い 木 東

(対象) 小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒を養育している保護者

(内容) 就学奨励費が支給されます。所得制限があります。

就学している学校に申し出てください。

(担当窓口) 就学している学校

各市町就学奨励費担当課(P35)

## 1 3. **生活福祉資金の貸付** 桑 い 木 東

(対象) 障害者の方がいる世帯で、他の制度の利用が困難な世帯所得等により対象から除かれることがあります。

(内容) 経済的自立の助長や在宅福祉の促進などを図り、安定した生活を送れるよう支援すること目的とする貸付制度。

療養費、住宅の増築・改修費、福祉用具購入費などの資金を貸付。

(担当窓口) 各市町社会福祉協議会(P36)

## (6) 保育・教育について

### ① 保育・教育

心身に障害をもつお子さまの入所(園)・入学や学校での悩み・心配ごとについての相談がありましたら、担当窓口へご連絡ください。

(担当窓口)

保育所(園)について、各市町保育所担当課(P35)

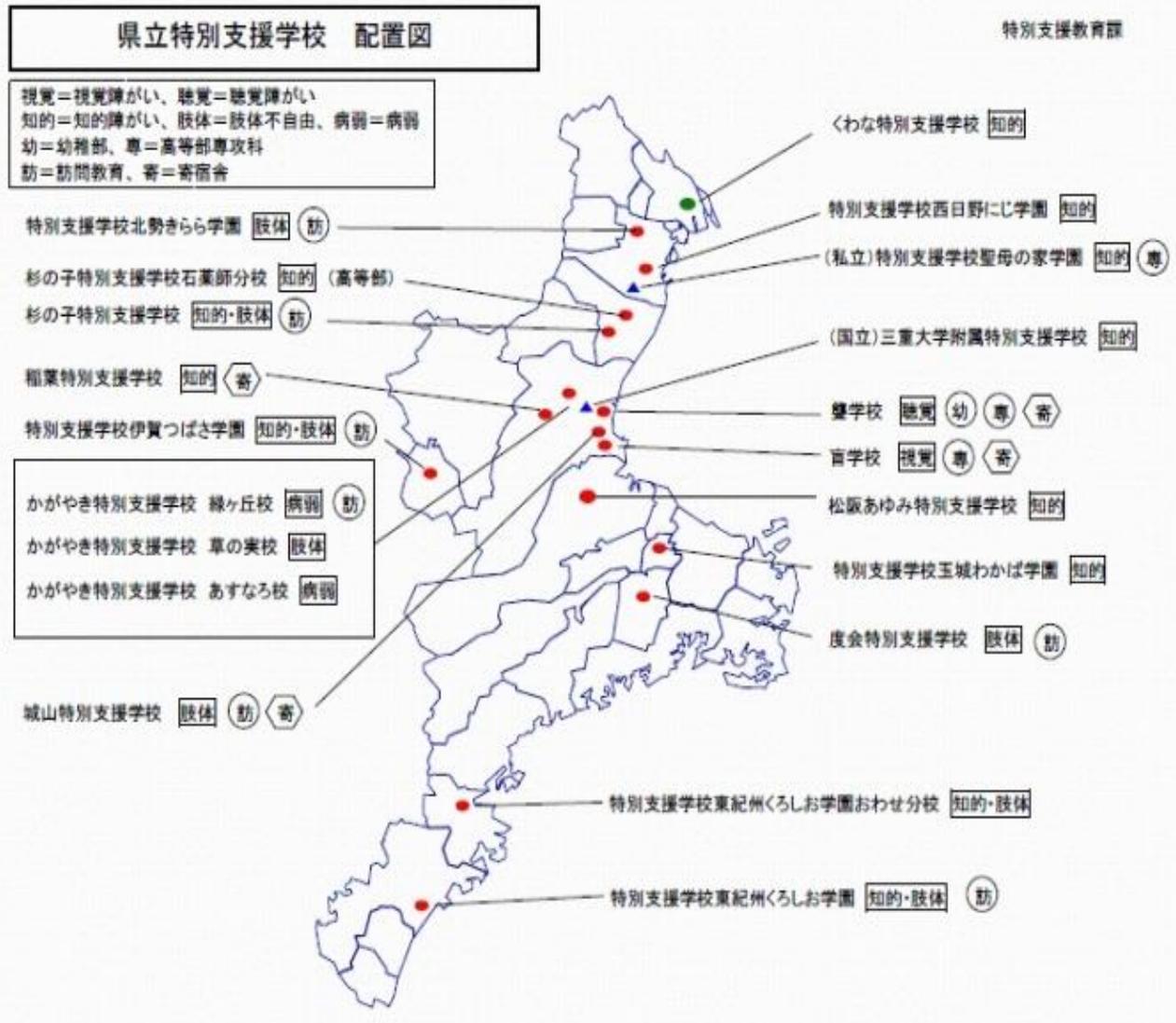
幼・小・中学校について、各市町特別支援教育担当課(P35)

## ② 特別支援学校

特別支援学校は、発達や障害の状況に応じた教育を行う、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の児童生徒を対象とした学校。

(担当窓口) 三重県教育委員会 特別支援教育課

(TEL 059-224-2961 FAX059-224-3023)



## ③ 特別支援学校による教育相談

三重県立特別支援学校による、それぞれの障害種別の教育にかかわる専門性をいかした教育相談

(視覚) 盲学校

電話番号 059-234-2188

(聴覚) 聾学校

電話番号 059-226-4774

(知的) くわな特別支援学校

電話番号 0594-87-6061

(肢体) 北勢きらら学園

電話番号 059-327-0542

(病弱) かがやき特別支援学校 緑ヶ丘校

電話番号 059-232-1139

## (7) Q&A よくある質問

### Q1. 「在宅ケア（在宅医療）」って、どんなものですか？

A1. 「在宅ケア（在宅医療）」とは、医療的ケアが必要なお子さんのご自宅などに医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリ専門職などの医療関係者が訪問し、医療行為を提供することです。

NICU病院などを退院したお子さんが、自宅で家族と共に療養しながら生活するためには、医師や看護師などが連携をした在宅ケアは重要だと考えます。

### Q2. 「訪問診療」と「往診」は違うのですか？

A2. 「訪問診療」とは、診療計画を立てて、定期的にお子さんのご自宅などに訪問して診療することです。また、「往診」とは、お子さんの体調の急変時や緊急時に、ご家族の方などの依頼により自宅などに出かけておこなう診察です。

### Q3. 「在宅ケア」って、どんなことができますか？

A3. 医師や看護師などがご自宅に訪問して行う在宅ケアは、病院などにある専門的な医療機器を使うこと以外であれば、ほとんどの医療的ケアが在宅でも可能です。例えば、注射、在宅酸素、経管栄養、人工呼吸器の管理、気管切開管理、吸引、尿道カテーテル、リハビリ、入浴介助、食事介助などです。なお、実際のケアについては、訪問してもらう医師や看護師などに確認をしてください。



#### Q4. 病院を退院することになったけど、

本当に自宅で生活できるか心配です。



A 4. 病院を退院して自宅でお子さんと一緒に過ごす1日、1週間、1か月を想像してみてください、不安・心配なことや、“こんなサービスがあったらいいな”などを、病院の看護師や、地域連携室の医療ソーシャルワーカー（MSW）などに相談してみましよう、いろいろなアドバイスがもらえると思います。

入院中の日中・夜間付添を体験したり、退院に向けた一時的な外泊中に訪問看護を利用できる場合もあるので利用して、自宅での実際の生活を不安や心配を軽減させましよう。また、入院している病院とご自宅が遠いなどの場合は、在宅主治医（かかりつけ医）を見つけることが重要になります。

病院の看護師やMSWなどに相談をしましよう。

#### Q5. どうすれば「訪問看護」や「訪問リハビリ」は利用できるのですか？

A 5. 訪問看護や訪問リハビリの利用については、かかりつけ医の指示が必要です。

かかりつけ医と相談をしましよう。

小さなお子さんを対象としている訪問看護や訪問リハビリは、まだまだ少ないですが、かかりつけ医と連携しながら、お子さまの症状を観察し、看護ケア、リハビリなどを行うほか、ご家族の心配や不安などに関する相談を受け、

お子さんだけでなく、お子さんを支えている

ご家族のサポートもしてくれます。



## Q6. 医療費が心配です。

A6. 養育医療、育成医療（自立支援医療）、精神通院医療（自立支援医療）、小児慢性特定疾病医療費助成の制度をご利用の場合は、窓口での自己負担がかからなかったり、一定額まで抑えられたりします。また、一定以上の障害者手帳をお持ちの方・一人親家庭等の方などの医療費については、医療機関の窓口で自己負担額をいったんお支払いいただきますが、医療費の助成が行われます。

（※所得により制限がかかる場合があります。県内での受診と

県外での受診では申請方法が異なりますので、担当窓口を確認をしてください。）

上記の制度で併用が可能な場合もあります。また、ひと月の医療費が高額になった場合の高額療養費制度や、1年間の医療費の支払いが多かった場合には、所得税・住民税の医療費控除（25 ページ）を受けることができます場合があります。

なお、高額療養費については、ご加入の健康保険にご確認をしてください。

## Q7. いろいろな福祉サービスや

### 子育て支援などについて、もっと知りたいです。

A7. このガイドブックには掲載してある福祉サービスや子育て支援などは主なものだけです。また、障害者手帳がなくても受けられる福祉サービスなどもあります。障害者手帳を取得することで、利用できる福祉サービスは多いです。

各市町では、「障害福祉のしおり」、「子育てガイドブック」などを作成していますので、参考にしてください。

また、33 ページ以降に関係部署を掲載していますので、お気軽にご相談ください。

## Q8. 吸引器や歩行支援用具を購入したり、

### 子どもが自宅で生活できるように住宅改修を行いたいのですが、

### 何か補助制度はありますか？

A8. 障害者手帳や小児慢性特定疾病医療費受給者証を取得しているお子さんなどの場合は、障害の種別や等級によって違いはありますが、吸引器や歩行支援用具の購入、住宅改修に対する助成制度があります。そのほかにも、浴槽、特殊マット、特殊寝台などの補装具や日常生活用具の助成制度もあります。

かかりつけ医や、市町福祉担当課などと相談して活用しましょう。

## Q9. 医療機器を使用していますが、災害や停電の時はどうするのですか？

A9. 万が一の災害や停電に備えて、かかりつけ医や訪問看護師などと、災害・停電時の対応や連絡体制、機器の取扱いについて話し合っておきましょう。

また、電気を使う医療機器の場合は、予備のバッテリーを用意したり、事前に医療機関や電力会社などに対応について相談をしておいてください。

懐中電灯を近くに置いておくことをお勧めします。

また、市町の要援護者台帳の登録を考慮してはどうでしょうか。

市町では、災害が発生したときに、すばやい対応が困難な高齢者や障害のある方の避難を、地域の支援者に手助けしていただくため、希望される方には「避難行動要支援者名簿」への登録を行っています。いざというときに的確な支援が行えるよう、要支援者の個人情報や地域の支援協力者（民生委員児童委員、自治会など）に提供されます。

この情報をもとに、日頃からの見守り・声かけなどが行われ、災害時には、支援者の可能な範囲で安否確認などが行われます。

## Q10. 同じ障害を持つご家族の方の経験談を

聞いたり、相談などがしたいです。

A10. 地域には、障害をもつお子さんの保護者の会や、障害者団体、支援を行っている団体がいくつかあります。

市町の福祉担当課や市（町）活動センターなどのほか、かかりつけ医、看護師、障がい者総合相談支援センターなどに相談してみましよう。



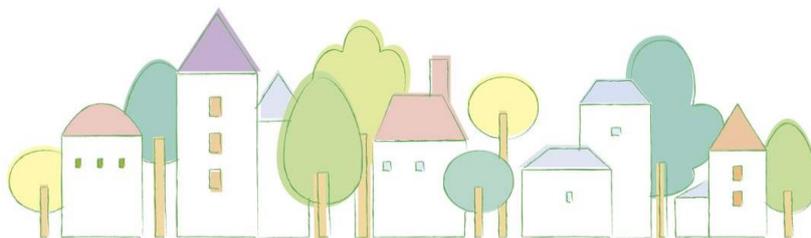
## (8) 関係機関の電話番号

### 母子保健担当課

市町	担当課	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市	子ども 総合センター 母子保健係	0594- 24-1380	0594- 24-5497	桑名市中央町 2 丁目 37
いなべ市	健康推進課	0594- 86-7824	0594- 86-7864	いなべ市北勢町阿下喜 31
木曾岬町	福祉健康課 (保健センター)	0567- 68-6119	0567- 40-9029	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	子ども家庭課	0594- 86-2872	0594- 86-2851	員弁郡東員町大字山田 1600

### 福祉担当課

市町	担当課	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市	障害福祉課	0594- 24-1171	0594- 24-5812	桑名市中央町 2 丁目 37
	子ども 総合センター 子ども発達・ 小児在宅支援室	0594- 24-1299	0594- 22-7811	
いなべ市	社会福祉課	0594- 86-7816	0594- 86-7865	いなべ市北勢町阿下喜 31
木曾岬町	福祉健康課	0567- 68-6104	0567- 66-4841	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	地域福祉課	0594- 86-2804	0594- 86-2851	員弁郡東員町大字山田 1600



## 医療費助成担当課

市町	担当課	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市	子ども未来課 (手当・医療費 給付係)	0594- 24-1491	0594- 24-1393	桑名市中央町 2 丁目 37
	障害福祉課	0594- 24-1267	0594- 24-5812	
いなべ市	保険年金課	0594- 86-7811	0594- 86-7863	いなべ市北勢町阿下喜 31
木曾岬町	住民課	0567- 68-6103	0567- 66-4841	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	保険年金課	0594- 86-2805	0594- 86-2851	員弁郡東員町大字山田 1600

## 住民税担当課

市町	担当課	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市	税務課	0594- 24-1149	0594- 24-1253	桑名市中央町 2 丁目 37
いなべ市	市民税課	0594- 86-7794	0594- 86-7861	いなべ市北勢町阿下喜 31
木曾岬町	税務課	0567- 68-6102	0567- 66-4841	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	税務課	0594- 86-2801	0594- 86-2850	員弁郡東員町大字山田 1600

## 軽自動車税担当課

市町	担当課	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市	税務課	0594- 24-1145	0594- 24-1253	桑名市中央町 2 丁目 37
いなべ市	市民税課	0594- 86-7794	0594- 86-7861	いなべ市北勢町阿下喜 31
木曾岬町	税務課	0567- 68-6102	0567- 66-4841	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	税務課	0594- 86-2801	0594- 86-2851	員弁郡東員町大字山田 1600

## 就学奨励費担当課

市町	担当課	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市	教育総務課	0594-24-1236	0594-24-1358	桑名市中央町 2 丁目 37
いなべ市	学校教育課	0594-86-7844	0594-86-7871	いなべ市北勢町阿下喜 31
木曾岬町	教育課	0567-68-1617	0567-66-4841	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	学校教育課	0594-86-2815	0594-86-2854	員弁郡東員町大字山田 1700

## 保育所（園）担当課

市町	担当課	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市	子ども未来課 (保育支援室)	0594-24-1284	0594-24-1393	桑名市中央町 2 丁目 37
いなべ市	保育課	0594-86-7823	0594-86-7864	いなべ市北勢町阿下喜 31
木曾岬町	福祉健康課	0567-68-6104	0567-66-4841	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	学校教育課	0594-86-2815	0594-86-2854	員弁郡東員町大字山田 1700

## 特別支援教育担当課

市町	担当課	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市	人権教育課	0594-24-1192	0594-24-1358	桑名市中央町 2 丁目 37
いなべ市	学校教育課	0594-86-7844	0594-86-7871	いなべ市北勢町阿下喜 31
木曾岬町	教育課	0567-68-1617	0567-66-4841	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	学校教育課	0594-86-2815	0594-86-2854	員弁郡東員町大字山田 1700

## 社会福祉協議会

名 称	電話番号	FAX 番号	住 所
桑名市社会福祉協議会	0594- 22-8218	0594- 23-5079	桑名市常盤町 51
いなべ市社会福祉協議会	0594- 41-2941	0594- 41-2943	いなべ市北勢町阿下喜 2624-2
木曾岬町社会福祉協議会	0567- 68-2760	0567- 69-1555	桑名郡木曾岬町大字三崎 666 (ふれあいの里)
東員町社会福祉協議会	0594- 76-1560	0594- 76-1559	員弁郡東員町大字山田 2013

## その他

名 称	電話番号	FAX 番号	内 容
障がい者総合相談 支援センター そういん	0594- 27-7188	0594- 24-6777	電話相談・就労支援 ・来所相談・訪問相談など
障がい者総合相談 支援センター そういん いなべ・東員分室	0594- 49-5315	0594- 49-5316	電話相談・就労支援 ・来所相談・訪問相談など
障害者総合相談 支援センター くわな	0594- 87-7490	0594- 87-7491	電話相談・来所相談 ・訪問相談など
相談支援センター らいむの丘	(0594) 41-3824	(0594) 41-3828	電話相談・来所相談 ・訪問相談など
桑名保健所地域保健課	0594- 24-3620	0594- 24-3692	小児慢性特定疾病医療費助成
桑名県税事務所	0594- 24-3611	0594- 24-3691	自動車税、自動車取得税
北勢児童相談所	059-347 -2030	059-347 -2056	養護・障害・育成相談
三重県教育委員会事務局 特別支援教育課	059-224 -2961	059-224 -3023	特別支援学校
桑名税務署	0594- 22-5121		所得税



**編集：桑名地域事務局**

桑名市

子ども総合センター

電話 0594-24-3040 FAX 0594-22-7811

〒511-0068 三重県桑名市中央町2丁目79番地

三重県桑名保健所

電話 0594-24-3621 FAX 0594-24-3692

〒511-8567 三重県桑名市中央町5丁目71番地

改訂：桑名市 子ども総合センター